

関西アマチュア・スリークッション・ビリヤード連盟
(KA3U)

会 則



理事長：藤井 靖

URL <http://www.ka3u.com> i-mode <http://www.ka3u.com/i/>

第1章 総則

- 第1条 (名称) 本会は関西アマチュア・スリークッション・ビリヤード連盟 (KA3U) と呼称する。以下、本会と称する
- 第2条 (地域) 本会は関西地域を活動の場とする。
- 第3条 (目的) 本会はアマチュア・キュースポーツにおいてスリークッションビリヤードの技術の向上、若手の育成、プレーヤーとしての人格の形成、会員相互の親睦をはかるとともに、スリークッションをとりまく環境全体の調和の取れた発展に貢献することを目的とする。

第2章 事業

- 第4条 (活動) 本会は第3条の目的を達成する為に以下の活動を行う。
- (1) スリークッションビリヤードの技術向上、修練および指導。
 - (2) 競技会の参加ならびに企画、開催とその援助。
 - (3) 競技規則の解釈および研究。
 - (4) その他必要と認められた活動。

第3章 会員

- 第5条 (会員) 本会の会員はアマチュア同好者で構成する正会員と、法人その他で構成する賛助会員とでなる。
- 第6条 (権利義務) 会員は本会が行う活動について相当の待遇を受けるとともに規約に従い会員たる義務を負う。
- 第7条 (登録) 本会に入会する場合は、入会金・年会費を納入し会員の資格を得る。

第4章 役員

- 第8条 (役員構成) 本会に次の役員をおく。
- (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 若干名
 - (3) 理事 7名以上
 - (4) 事務局長 1名
 - (5) 会計 若干名
 - (6) 監査 若干名
- 第9条 (選任承認) 役員は以下の手続きにより選出承認される。
- (1) 理事は会員の中から選出される。
 - (2) 理事長、副理事長、事務局長、会計、監査は理事の互選により選出され総会の承認を受ける。
- 第10条 (任期) 役員任期は2年とし、再選を妨げない。役員に欠員が生じ会務の執行に支障のある場合理事会において補充選任することができる。ただしこの任期は前任者の残存任期とする。

第 11 条 (職務) 役員の職務を次のごとく定める。

- (1) 理事長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 理事長は理事会を招集する。
- (3) 副理事長は理事長を補佐し理事長に事故あるときは、これを代行する。
- (4) 理事長および理事は、理事会の承認を得て、NBA の理事を若干名兼任することができる。
- (5) 事務局長は会実務の全般を補佐する。
- (6) 理事は会務の処理および理事会の決議をする。
- (7) 会計は予算経理を司り、これを定時総会に報告する。
- (8) 監査は会計報告書を監査し、定時総会に監査報告をする。

第 5 章 議決

第 12 条 本会の意志決定機関は理事会、定時総会、臨時総会とする。

- (1) 理事会は理事長がこれを招集し副理事長および理事を以って構成する。
- (2) 定時総会は毎年会計年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。
- (3) 臨時総会は次の場合に開催する。
 1. 理事長が必要と認め、理事会の承認を得たとき。
 2. 理事または会員の 3 分の 1 以上より議案を付して開催の要求があった時。
- (4) 議決は委任状も含む過半数の出席者の同意を得た場合成立する。

第 6 章 会計

第 13 条 本会の収入は次に挙げるものを以って、これを充当する。

- (1) 入会金
- (2) 年会費
- (3) 本会の目的に賛同する有志の寄付金

本会の支出は以下とする。

- (1) 本会則の第 4 条に規定する活動に必要な経費。
- (2) その他、会員が本会のために活動した旅費等の費用。
- (3) 理事会で承認を受けた諸費用。

第 14 条 本会の入会金、年会費は別表の通り定める。

第 15 条 本会の会計年度は、1 月 1 日に始まり 12 月末日に終わる。

第 7 章 会員の義務

第 16 条 本会の会員は次の義務を負うものとする。

- (1) 定められた入会金、年会費を納入する。
- (2) 社会的信用を失墜することなく、かつスポーツマンシップに反する行為のなきこと。

- (3) 競技会場などにおいて他人の人格を誹謗したり、他人に迷惑などを及ぼす言動のなきこと。
- (4) 本会の発展に積極的に努めること。

第 8 章 会員の権利

第 17 条 本会の会員は以下の権利を有する。

- (1) 会員は本会の主催する全ての競技会および講習会などの催しに出席することが出来る。但し競技会により、持ち点などの制限がある場合この限りにならない。
- (2) 会員は本会の主催する競技会の会場等に自由に入出りできる。

第 9 章 懲罰

第 18 条 会員が以下の各項に該当した時は理事会の裁定を経て、当該会員を除名または会員活動停止処分にすることができる。除名処分の場合再入会は認めない。

- (1) 本会則の各項に違反したとき。
- (2) 会員としてふさわしくない行為などがあった場合。

第 10 章 規約の変更

第 19 条 本会則を変更する場合、定時総会または臨時総会の過半数（委任状も含む）の承認を要する。

第 11 章 細則

第 20 条 (1) 本会の会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則については別に添付する。細則の変更、追加、削除については、理事会にこれを諮り決定する。

第 12 章 会則の発効

第 21 条 本会則は平成 16 年 1 月 18 日より発効する。
(KA3U 会則は、KA3U 発足と同時に平成 8 年 1 月 1 日発効したが平成 16 年 1 月 18 日の総会の承認を受け改定された。)

<以下余白>

〈細則〉

1. 本会の入会金、年会費を次の通り定める。
入会金¥1,000 年会費¥2,000 年会費は半期（6ヶ月ごと）の入金が可能である。
2. 本会を退会した者は、退会届け提出後6ヶ月以内であれば、再入会出来る。
3. エキビジョン、コーチ、講習会を開催する場合はすべて事務局に報告しなければならない。
4. 本会の会員が競技会に出場または集会に出席するとき服装等を指定される事がある。
この時は必ず従わなければならない。
5. 本会を支持する後援者には種々の協力をする事がある。
6. 会員が出場または出席すべき集会に無届け欠席、もしくは遅刻したときは懲罰に対象になる。
7. 本会会員の慶弔には、理事会の承認を経て本会より慶弔金を贈ることがある。
8. 休会および復帰については、それぞれ当該会員が文書を以って申告するものとする。休会期間
会費については、既に納入済みのものについては返却しない。
復帰する場合の会費については月割計算をもってする。